

長崎市公告第 1-504 号

下記の業務委託について、制限付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告します。

平成 30 年 8 月 9 日

長崎市長 田上 富久

1 入札に付する事項

- (1) 件名 伊良林小学校給食調理物等運搬業務委託
- (2) 履行場所 指定場所
- (3) 業種 「運送・運搬・配送」
- (4) 概要 給食調理物等の運搬業務
- (5) 履行期間 平成 30 年 9 月 4 日～平成 32 年 3 月 23 日  
(長崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 19 年長崎市条例第 2 号）第 2 号に基づく長期継続契約)
- (6) 最低制限価格 有（予定価格の 85.00%）
- (7) 契約保証金 要（契約金額を 1 年当たりの額に換算した額の 100 分の 10 以上。ただし、長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 34 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は免除）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 長崎市内に本店を有する者であること。
- (4) 公告日現在、1 (3) の業種に登録がある者であること。
- (5) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定による指名停止措置の期間中でない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (8) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条の規定に基づく国土交通大臣の許可を有する者であること。なお、入札参加申請の際に、確認書類として、許可証の写し又は許可を有する者であることを証する書類の写し（入札参加申請受付期限の日から起算して、6 箇月以内に発行された証明書であること。）を添付すること。（確認書類については、ファックスによる提出も可（契約検査課ファックス番号 095(829)1129)）

- (9) 本入札に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（入札及び契約の締結権限を有する受任者を含む。以下同じ。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (10) 本業務の履行能力がある者であること。

### 3 契約条項を示す場所

長崎市契約規則及び長崎市標準契約書（業務委託）については、長崎市役所本館 4 階理財部契約検査課（長崎市桜町 2 番 22 号）において閲覧することができる。

### 4 入札の日時及び場所

平成 30 年 8 月 23 日（木）17 時 00 分  
長崎市役所本館 4 階入札室

### 5 入札保証金

免除する。

### 6 入札参加申請等

- (1) 本入札の参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。
- ・制限付一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）
  - ・許可証の写し又は許可を有する者であることを証する書類の写し（以下「確認書類」という。）
- (2) 上記(1)の申請書等は持参又はファックスにより提出するものとする。
- ファックスによる場合は、到着後、契約検査課担当者から着信確認の電話を行うので、必ず送付票へ担当者名、連絡先を記載しておくこと。
- なお、ファックス送信後、翌日（申請の期限日に送信した場合は当日中）までに契約検査課から着信確認の電話がない場合には、契約検査課へ着信確認の電話を行うこと。
- また、ファックスで申請書を提出した場合は、原本についても、持参又は郵送により提出すること。ただし、確認書類については、ファックスのみの提出でも可とする。
- (3) 申請書等の受付
- |        |  |
|--------|--|
| ア 受付期間 | 平成 30 年 8 月 9 日（木）から平成 30 年 8 月 17 日（金）15 時 00 分まで（ただし、長崎市の休日を定める条例（平成 5 年長崎市条例第 35 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。） |
| イ 受付時間 | 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。受付期間最終日は 15 時 00 分まで）  |
| ウ 受付場所 | 長崎市桜町 2 番 22 号（市役所本館 4 階） 理財部契約検査課<br>電話番号 095 (829) 1277（直通）<br>ファックス番号 095 (829) 1129                        |
- (4) その他
- ア 提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。
  - イ 提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。
  - ウ 提出書類は返却しないものとする。
  - エ 提出書類は公表しないものとする。

## 7 入札参加資格を有しない入札参加申請者への通知

資格確認の結果、入札参加資格を有しないと認めた者には、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて平成 30 年 8 月 20 日（月）までに通知する。

## 8 仕様書等及び質疑応答

(1) 仕様書等は、長崎市ホームページの入札・契約情報からダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、契約検査課の窓口で配付する。この場合は、事前に契約検査課へ電話すること。

(2) 仕様書等の質疑応答

本業務に係る仕様書等の質疑は、本市所定の質問書で行うものとする。

- ア 提出期限 平成 30 年 8 月 17 日（金）15 時 00 分までに持参又はファックスするものとする。
- イ 提出先 長崎市桜町 2 番 22 号（市役所本館 4 階）教育委員会学校教育部健康教育課  
ファックス番号 095（829）1298
- ウ 回答期限 平成 30 年 8 月 20 日（月）までにファックスで回答したうえで、同日までに質問回答書を閲覧に供する。
- エ 閲覧期間 回答した日から入札日時まで（休日を除く。）
- オ 閲覧場所 長崎市桜町 2 番 22 号（市役所本館 4 階）教育委員会学校教育部健康教育課

## 9 入札の方法

- (1) 入札執行回数は、2 回を限度とする。
- (2) 入札室に入室できる者は、各社 1 人までとする。
- (3) 入札は、本市所定の入札書に必要事項を記入し、指定の日時及び場所に本人又は代理人が参加して自ら入札箱に投入しなければならない。
- (4) 入札は、1 件につき 1 人 1 通に限る。
- (5) 入札者は、他の入札者の代理人となることができない。
- (6) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- (7) 入札開始後、入札会場に到着した者は入札に参加することができない。

## 10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は(4)により無効となった者を除いて、再度入札の参加を認めない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 本入札参加申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札
- (3) 長崎市契約規則第 12 条に該当する入札
- (4) 最低制限価格未満の価格での入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 入札金額が確認できない入札
- (7) 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条に基づく錯誤の入札と認めた入札
- (8) 本市所定の入札書を使用しない入札
- (9) 再度入札する場合において、初回入札に参加しなかった者のした入札

## 11 入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 12 入札の中止又は延期

- (1) 入札参加者が2者に満たない場合は、本公告に係る入札は行わない。
- (2) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止又は延期する場合がある。

## 13 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、本業務の予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

## 14 異議の申立て

入札をした者は、入札後、長崎市契約規則、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 15 問い合わせ先

公告の内容	理財部契約検査課 電話番号 095(829)1277（直通）
業務の内容	教育委員会学校教育部健康教育課 電話番号 095(829)1197（直通）